第29回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成30年１月22日
告示番号	第１号
会議年月日	平成30年１月26日
会議の場所	一関市川崎町　川崎農村環境改善センター
出席委員	別紙のとおり
欠席委員	別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長	永井正博
局長補佐	岩渕道明
企画係長	千葉奈津枝
主任主事	千葉修司
農政課課長補佐	伊藤信子
農政課主査	岩渕良久

本日の案件	第29回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻	午後１時39分

議長	本日の出席委員は42名であります。 定足数に達しておりますので、第29回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、４番 小山 悦郎 委員、６番 佐藤 均 委員、38番 菅原 豊一 委員より欠席の旨の届け出がありました。
議長	行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に14番 佐藤 繁 委員、15番 千葉 正紀 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、千葉主任主事を指名いたします。
議長	議案審議に入ります。 「報告第69号　専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。

局　　長	それでは、１ページをお開き願います。 報告第69号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第３条の３第１項の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。 ２ページをお開き願います。 専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第８条の規定により、次のとおり専決処分したものです。 専決処分の日は、平成30年１月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続並びに時効取得による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第１号から次の３ページの第９号までのうち、第６号を除く８件、８名の方からの相続による届け出と、第６号の時効取得による届け出に対して受理と決定したものです。 この専決処分につきましては「相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届け出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届け出者に対し通知しなければならない。」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。 なお、許可を経ないで農地等の権利を取得する場合は、相続のほかに今回のような時効取得と、先月ございましたが、法人の合併や分割などによるものが該当いたします。 以上で説明を終わります。
議　　長	以上で「報告第69号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。
３番 佐々木栄一委員	ただいま局長より説明がございましたけれども、時効取得の詳しい内容を教えていただければ幸いかと思います。
局　　長	時効取得そのものは、20年以上経過して時効が成立したということでございます。 内容としてはそのような程度でございます。
３番 佐々木栄一委員	その20年さえ経過していれば、いかなる状況においても取得になるのかを質問したいと思います。
議　　長	休憩いたします。 （午後１時44分　休憩） （午後１時45分　再開）

議　　長　再開いたします。

局　　長　失礼しました。

基本的には、結局、当事者の中でずっと使っていた状態で20年以上経った場合に、当事者間の中での、例えば返してくれとか、そういったやりとりがなければ、20年経てば時効が成立するわけですが、法務局の方でその届け出に対し認めることとなれば時効が成立することになります。

基本的には、農業委員会とすれば、法務局で時効が成立して登記が済んだものを確認して認めるという流れになります。

議　　長　よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　なければ、報告第69号の質疑を終わります。

議　　長　次に、「報告第70号　農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局　　長　それでは、４ページをお開き願います。

報告第70号　農地現状変更届け出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届け出でありますが、記載の第１号から第４号までの４件、６筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第４の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、それぞれの届出者には、届け出書受理後、審査のうえ現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員にも、それぞれ届け出の内容について通知しております。

以上でございますが、それぞれの届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土３件と農業機械の停車場所の整地及び盛土となっております。

以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「報告第70号」の説明を終わります。

ご質問ございましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

議　　長　ないようでございますので、先に進めます。
報告第70号の質疑を終わります。

議　　長　次に、「報告第71号　農地法第５条許可申請書の取下願の報告について」を上程いたします。
局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐　５ページをお開き願います。
報告第71号　農地法第５条許可申請書の取下願の報告についてご説明いたします。
説明の前に訂正をお願いいたします。
農業委員会の決定日が12月総会のあと、12月25日ということで記載しておりますが、正しくは11月総会の平成29年11月27日の誤りですので、訂正をお願いして、お詫びとさせていただきます。
それでは、説明をいたします。
次のとおり、農地法第５条許可申請書の取下願出書の提出があり、これを受理したので報告するものでございます。
本議案に係る報告は４件で、一関地域に係るものでございます。
第１号から６ページの第４号まで、平成29年11月27日の第27回総会で審議いただき、許可相当との意見があったものでございますけれども、河川占用期間内に工事を終えることが困難となり、期間の延長について河川管理者と協議をしたが認められず、発注者と協議した結果、工事を来シーズンに行なうこととなったことから、取下げしようとするものでございます。
以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「報告第71号」の説明を終わります。
ご質問ございませんか。
（なしの声あり）

議　　長　なければ、報告第71号の質疑を終わります。

議　　長　次に、「議案第205号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。
なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。
局長より説明いたさせます。

局　　長　それでは、議案第205号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。
最初に一関地域に係る申請６件でございます。

７ページをご覧願います。
第１号については、組田となっており、これまでの耕作していた譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。
第２号については、後継者である息子に贈与するものでございます。
第３号については、当該地に隣接する農地を所有している譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。
８ページをご覧願います。
第４号については、貸付人が経営移譲年金継続受給の再設定のため後継者である息子に使用貸借しようとするものであり、契約期間は記載のとおり平成40年１月25日までの10年間となっております。
次に、９ページをご覧願います。
第５号と第６号については、耕作の利便性を図るため、自分が所有する農地の近くにある相手方が所有する農地をそれぞれ交換するものであります。
次に、花泉地域に係る申請３件でございます。
第７号については、これまで利用権の設定により耕作していた借受人が引き続き耕作するため３条による賃貸借を行なおうとするものであり、契約期間は記載のとおり平成33年１月31日までの３年間で、賃借料は記載のとおり物納となっております。
次に、10ページをご覧願います。
第８号については、農業後継者である息子に贈与するものであり、これまでも既に農地を贈与してきたのですが、１筆だけ漏れがございまして、今回、贈与するものであります。
第９号については、譲受人が経営規模拡大のため親類に当たる譲渡人から贈与を受けるものであります。
なお、今回の贈与する農地は、もともと譲受人の親類が所有していた農地で、当時、子供がいなかったため譲渡人に相続されていた農地でございます。
次に、大東地域に係る申請４件でございます。
11ページをご覧ください。
第10号については、譲渡人が遠隔地に居住しており、従兄弟に当たる譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとする

ものであります。
　第11号については、譲渡人が遠隔地に居住しており、隣接する農地を所有している譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするものであり、売買価格は記載のとおりとなっております。
　11ページから12ページをご覧ください。
　第12号については、貸付人が経営移譲年金継続受給のため後継者である娘に使用貸借しようとするものであり、契約期間は記載のとおり平成40年12月31日までの10年と11ヶ月間となっております。
　13ページをご覧ください。
　第13号については、当該地に近い農地を所有している譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするものであり、売買価格は記載のとおりとなっております。
　次に、千厩地域に係る申請５件でございます。
　第14号については、後継者である孫に使用貸借しようとするものであり、契約期間は記載のとおり平成40年１月31日までの10年間となっております。
　14ページをご覧ください。
　第15号については第14号と同一世帯で、後継者である息子に使用貸借しようとするものであり、契約期間は記載のとおり平成40年１月31日までの10年間となっております。
　第16号については、貸付人が遠隔地に居住しており、従兄弟に当たる借受人が経営規模拡大のため使用貸借しようとするものであり、契約期間は記載のとおり平成40年１月29日までの10年間となっております。
　15ページをご覧ください。
　第17号については、譲渡人が遠隔地に居住しており、当該地の近くに住む譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものであります。
　第18号については、譲渡人が遠隔地に居住しており、農地所有適格者法人である譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするものであり、売買価格は記載のとおりとなっております。
　次に、東山地域に係る申請１件でございます。
　16ページをご覧ください。

第19号については、農業後継者である息子に贈与するものであり、これまでも既に農地を贈与してきたのですが、１筆漏れがあり、今回、贈与するものでございます。

次に、室根地域に係る申請１件でございます。

第20号については、新規就農した後継者である孫に使用貸借しようとするものであり、契約期間は記載のとおり平成33年３月31日までの３年２ヶ月となっております。

次に、藤沢地域に係る申請１件でございます。

17ページをご覧ください。

第21号については、譲渡人が労力不足にあり、知人である譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようするものであります。

以上、21件は、いずれの申請についても農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、議案第205号の説明を終わります。

議　　長　　以上で「議案第205号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

36番
三浦義昭委員　　一関地域の農地法第３条現地調査報告を行ないます。

現地調査日、平成30年１月15日、午前９時より、現地調査員、農業委員 佐々木委員、佐藤委員、私 三浦です。

それから事務局職員 永井事務局長、西巻主任主事、菊地主任でございます。

報告内容、第１号から第６号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

９番
渋谷皓委員　　花泉地域、農地法第３条現地調査報告をいたします。

現地調査日、平成30年１月12日、午前９時より、現地調査員、佐藤 多賀幸 委員、阿部 東悦 委員、私 渋谷です。

事務局職員 千葉主任主事、支所職員 藤江産業経済課主任主事。

報告内容、第７号から第９号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ご苦労さまでした。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

19番　　大東地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。

武田文一委員　　現地調査日は平成30年１月12日、午前９時半より行ないました。

現地調査員は農業委員として鈴木、小野寺、武田の３名です。

あとは事務局職員 岩渕局長補佐、支所職員 白沢産業経済課主任主事、以上５名で行ないました。

報告内容、第10号から第13号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

14番　　千厩地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。

佐藤繁委員　　現地調査日、平成30年１月12日、金曜日、午後１時半より行ないました。

現地調査員 千葉 孝子 委員、千葉 太郎 委員、そして私 佐藤です。

事務局職員 岩渕局長補佐、支所職員 小山産業経済課主査です。

報告内容、第14号から第18号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上、報告いたします。

議　　長　　ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

31番　　東山地域での現地調査を報告いたします。

吉田和賀子委員　　現地調査日、平成30年１月12日、午前９時より、現地調査員

千葉委員、佐藤委員、吉田です。
支所職員、小野寺産業経済課課長補佐が同行いたしました。
報告内容、第19号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。
以上です。

議　　長　ありがとうございました。
次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

10番
芳賀武郎委員　農地法第３条現地調査報告、室根地域。
調査日は平成30年１月12日、金曜日、午前11時20分より、現地調査員は農業委員 千葉委員と私 芳賀です。
事務局職員 千葉主任主事、支所職員 鎌田産業経済課主査。
報告内容、第20号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。
以上です。
ありがとうございました。
次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

33番
畠山信吾委員　藤沢地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。
調査日は平成30年１月12日、金曜日、午後３時より行なっております。
調査員が千葉 ひろあき 委員、千葉 正紀 委員、そして私 畠山と佐藤 希 産業経済課主事の４名で行なっております。
第21号につきまして、別紙現地調査書のとおり現地確認をいたしました。
さらに、航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。
以上、報告を終わります。

議　　長　ご苦労さまでした。
以上で現地調査の結果についての報告を終わります。
審議願います。
（なしの声あり）

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第205号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　　挙手全員です。

よって、「議案第205号」を可と決します。

議　　長　　次に、「議案第206号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐　　18ページをお開き願います。

議案第206号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第４条第１項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は１件で、大東地域に係るものでございます。

第１号は、車庫を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第２種農地と判断いたしました。

なお、適用法令等を確認したところ、第４条第６項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議　　長　　以上で「議案第206号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、大東地域の担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

19番　　農地法第４条現地調査のご報告をいたします。

武田文一委員　　調査日、調査員は３条と同じでありますので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第１号、申請地はＪＲ柴宿駅から北東に約３㎞の位置にあり、周囲は東側が宅地、西・南側が農地、北側が道となっております。

申請人が車庫を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上でございます。

議　　長　ありがとうございました。

以上で現地調査の結果の説明を終わります。

審議願います。

（なしの声あり）

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第206号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　挙手満場です。

よって、「議案第206号」を許可相当と決します。

議　　長　次に、「議案第207号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐　19ページをお開き願います。

議案第207号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第５条第１項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は４件で、全て一関地域に係るものでございます。

第１号は、借受人が既存物置が古くなったことから、農機具格納庫を建て替えしたいので、母から使用貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第３種農地と判断いたしました。

第２号は、譲受人が４区画の建売分譲をしたいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第３種農地と判断いたしました。

第３号は、借受人は借家住まいのため、自己住宅を建築したいので、父から使用貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は第２種農地と判断いたしました。

20ページをお開き願います。

第４号は、借受人は土建業を営んでおり、自営の用に供するための資材置場として利用したいので転用申請するものでございます。

農地区分は第２種農地と判断いたしました。

申請地ですが、第３号の申請地の隣に位置しておりますが、震災以降、一関市周辺からの受注が増えてきたことから資材置場として借りておりました。

しかし、第３号で、家を建てるため分筆したことから、申請地が農地であることがわかり、今後も継続して利用することから追認申請することとなったものでございます。

なお、今回は、双方ともに地目の確認不足と思い込みによりこのようになったことを反省しており、顛末書の提出があったものでございます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第５条第２項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議　　長　　以上で「議案第207号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、一関地域の担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

36番
三浦義昭委員　　一関地域の農地法第５条現地調査の報告を行ないます。

現地調査日、調査員につきましては３条の時と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第１号、申請人が農機具格納庫を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第２号、申請人が建売分譲する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第３号、申請地は申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定としていることから、周辺農地に影

	響はありません。 　第４号、申請地は、ＪＲ山ノ目駅から北西に約840ｍの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が同月転用申請予定地（５条の第３号）、南側が市道、北側が水路となっている。 　申請人が自営の用に供する資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。 　なお、本計画は平成26年４月に事業の拡大を目的として資材置場を整備したことから、追認により許可を求めるとのことです。 　以上でございます。
議　　長	ありがとうございました。 　以上で現地調査の結果の説明を終わります。 　審議願います。 （なしの声あり） 　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 　「議案第207号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 （挙手満場）
議　　長	挙手満場です。 　よって、「議案第207号」を許可相当と決します。
議　　長	次に、「議案第208号　一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 　局長補佐より説明いたさせます。
局長補佐	21ページをお開き願います。 　初めに、この関係の訂正についてお願いしたいと思います。 　１枚もので議案第208号正誤表というものをお配りさせていただいておりますが、28ページの第９号と、それから79ページの第１号について訂正をお願いしたいと思います。 　すみませんが、お詫びさせていただきます。 　よろしくお願いいたします。 　それでは、説明の方に入らせていただきます。 　議案第208号　一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。 　一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき議

決を求めるものでございます。
23ページをお開き願います。
本議案に係る申請は、利用権貸借が110件、所有権移転が２件、農地中間管理事業に係る貸借で個別案件が５件でございます。
初めに利用権貸借でございますが、第１号から53ページの第56号までが一関地域に係る申請となっております。
それから、54ページをお開き願います。
第57号から70ページの第91号まで、35件になりますけれども、花泉地域に係る申請でございます。
それから、第92号から72ページの第95号までの４件は、大東地域に係る申請でございます。
第96号は、千厩地域に係る申請でございます。
それから、第97号から74ページの第102号までの６件は、東山地域に係る申請でございます。
それから、第103号から76ページの第106号までの４件ですが、室根地域に係る申請でございます。
それから第107号は、川崎地域に係る申請となっております。
それから、第108号から第110号までの３件ですが、藤沢地域に係る申請でございます。
それから78ページをお開き願います。
次に所有権移転ということになりますが、第１号と第２号は、花泉地域に係る申請でございます。
79ページをお開き願います。
次に農地中間管理事業に係る個別案件でございます。
第１号は、花泉地域に係る申請でございます。
それから80ページをお開き願います。
第２号から第５号までは、東山地域に係る申請となっております。
以上、各申請の詳細については記載のとおりですのでご覧願います。
また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。
説明は以上でございます。

議　　長　以上で「議案第208号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第７号、第９号から第12号、第38号から第41号について24番 佐藤 徹 委員、第90号から第91号について40番 皆川 清喜 委員、第102号について37番 佐藤 修 委員が農業委員会等に関する法律第31条第１項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

（なしの声あり）

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第208号　一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第７号、第９号から第12号、第38号から第41号、第90号から第91号、第102号を除き可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　挙手満場です。

よって、「議案第208号」を貸借権設定第７号、第９号から第12号、第38号から第41号、第90号から第91号、第102号を除き可と決します。

議　　長　次に、貸借権設定第７号、第９号から第12号、第38号から第41号について審議いたします。

佐藤 徹 委員は退室願います。

（午後２時25分　退室）

議　　長　審議願います。

（なしの声あり）

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第208号　一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第７号、第９号から第12号、第38号から第41号を可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　挙手満場と認めます。

よって、「議案第208号」、貸借権設定第７号、第９号から第12号、第38号から第41号を可と決しました。

佐藤 徹 委員は入室願います。

（午後２時26分　入室）

議　　長　佐藤 徹 委員に申し上げます。
「議案第208号」、貸借権設定第７号、第９号から第12号、第38号から第41号を可と決しました。
議　　長　次に、貸借権設定第90号から第91号ついて審議いたします。
皆川 清喜 委員は退室願います。
（午後２時27分　退室）
議　　長　審議願います。
（なしの声あり）
議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
（異議なしの声あり）
議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第208号　一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第90号から第91号を可と決する方は挙手願います。
（挙手満場）
議　　長　挙手満場です。
よって、「議案第208号」、貸借権設定第90号から第91号を可と決しました。
皆川 清喜 委員は入室願います。
（午後２時28分　入室）
議　　長　皆川 清喜 委員に申し上げます。
「議案第208号」、貸借権設定第90号から第91号は可と決しました。
議　　長　次に、貸借権設定第102号について審議いたします。
佐藤 修 委員は退室願います。
（午後２時29分　退室）
議　　長　審議願います。
（なしの声あり）
議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
（異議なしの声あり）
議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第208号　一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第102号を可と決する方は挙手願います。
（挙手満場）
議　　長　挙手満場です。
よって、「議案第208号」、貸借権設定第102号を可と決しまし

た。
佐藤 修 委員は入室願います。
（午後２時30分　入室）

議　　長　佐藤 修 委員に申し上げます。
「議案第208号」、貸借権設定第102号を可と決しました。

議　　長　次に、「議案第209号　農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。
局長補佐より説明いたさせます。

局　　長　82ページをお開き願います。
資料につきましては、別冊の１ページ目になります。
議案第209号　農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。
一関市長より、83ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。
84ページをお開き願います。
本議案に係る申請は、貸借の移転が251件です。
第１号から127ページの第247号までは、一関地域の第１遊水地に係る申請でございます。
それから第248号と第249号は、花泉地域に係る申請でございます。
第250号と第251号は、東山地域に係る申請でございます。
以上、申請の内容については記載のとおりでございます。
また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。
以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「議案第209号」の説明を終わります。
なお、第55号について２番 永畠 幸一 委員、第251号について30番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第１項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
（なしの声あり）

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第209号　農用地利用配分計画案に係る意見について」

を第55号、第251号を除き可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　　挙手満場です。

よって、「議案第209号」を第55号、第251号を除き可と決しました。

議　　長　　次に、第55号について審議いたします。

永畠 幸一 委員は退室願います。

（午後２時34分　退室）

議　　長　　審議願います。

（なしの声あり）

議　　長　　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議　　長　　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第209号　農用地利用配分計画案に係る意見について」、第55号を可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　　挙手満場です。

よって、「議案第209号」、第55号を可と決しました。

永畠 幸一 委員は入室願います。

（午後２時35分　入室）

議　　長　　永畠 幸一 委員に申し上げます。

「議案第209号」、第55号は可と決しました。

議　　長　　次に、第251号について審議いたします。

遠藤 勝幸 委員は退室願います。

（午後２時36分　退室）

議　　長　　審議願います。

（なしの声あり）

議　　長　　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議　　長　　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第209号　農用地利用配分計画案に係る意見について」、第251号を可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　　挙手満場です。

よって、「議案第209号」、第251号を可と決しました。

遠藤 勝幸 委員は入室願います。

（午後２時37分　入室）

議　　長　遠藤 勝幸 委員に申し上げます。

「議案第209号」、第251号は可と決しました。

議　　長　次に、「議案第210号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐　129ページをお開き願います。

議案第210号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。

本議案に係る申請は４件で、一関地域が２件、大東地域が１件、室根地域が１件でございます。

申請の内容については130ページまで記載してありますのでご覧願います。

いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「議案第210号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

36番　それでは、一関地域の適用外現地調査報告を行ないます。

三浦義昭委員　調査日、調査員につきましては第３条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第１号、平成４年頃から駐車場として貸しており、既に農地性は失われております。

第２号、狐禅寺字舞台地内に係る農地は、平成８年頃から耕作管理できず原野化しております。

また、狐禅寺字川岸場地内の農地は、昭和61年頃から河川区域内として現地確認不能であり、旧公図及び周辺の状況を確認したところ、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議　　長　ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

19番　大東地域の適用外現地調査報告をいたします。

武田文一委員　調査日、調査員は第３条と同じであります。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告します。

平成６年頃から宅地への通路等として利用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議　　長　ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

10番　適用外現地調査報告、室根地域。

芳賀武郎委員　調査日、調査員は３条と同じで、省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第４号、申請地はＪＲ新月駅から西に約2.5㎞の位置にあり、周囲は東・西側が農地、南側が市道、北側が宅地となっている。

平成４年頃から宅地への通路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議　　長　ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

22番　第２号の一番下のところに、狐禅寺字川岸場のところの現況が

木村修一委員　「川成」となっていますが、これはこういう名称があるんでしょうか。

局　　長　お答えいたします。

登記上の地目として「川成」というのはないのですが、国土調査などでは現地は確認できないということで、「川成」ということで、そういう現況地目といいますか、現況としてのとらえ方として「川成」というふうに表記してございます。

先ほども説明いたしましたが、以前、国土調査の中では現地確認不能ということで処理されております。

議　　長　ほかにございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第210号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　挙手満場です。

よって、「議案第210号」を可と決します。

議　　長　次に、「議案第211号　一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐　131ページをお開き願います。

議案第211号　一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、132ページのとおり一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。

本議案は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、５年に一度の見直しを行い、今後10年間の農業振興の方向を定めることとされていることから変更を行なうものでございます。

本日は、詳細の説明につきまして、農政課の職員が出席してございますので、詳しいことにつきましては農政課の方から説明させていただきます。

議　　長　本件につきましては、内容説明のため市長へ農政課職員の出席を要請しております。

担当課である農政課の岩渕主査から本件の内容について、説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

農政課　農政課農政企画係の岩渕と申します。

岩渕主査　お忙しいところ、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

最初に資料の確認でございますが、資料２つございます。

最初に、一関農業振興地域整備計画書（案）の概要書でございます。

それからもう一つ、「議案第211号　別紙」と右上に記載され

ております一関農業振興地域整備計画書（案）でございます。
　それでは、座って説明させていただきます。
　それでは、主な変更内容について説明させていただきますが、最初に概要書の１ページをご覧ください。
（午後２時51分　佐々木栄一 委員 退席）

農　政　課
岩 渕 主 査

　それでは、概要書の１ページをご覧ください。
　今回、計画書を変更する理由でございますが、先ほど岩渕補佐から話があったとおり、農業振興地域整備計画はおおむね５年に一度の見直しを行なうこととされております。
　市では、平成25年５月に農振計画を策定しておりますが、その後、市総合計画基本構想・基本計画など様々な計画の策定や農地中間管理事業などの新たな施策の実施、編入・除外・用途変更による農用地区域の変更などに伴い、今年度、農振計画を変更するものです。
　それでは、計画書の１ページをご覧ください。
　１ページ、「第１　地域の振興方向」です。
　（１）まちづくりの基本方向ですが、市総合計画基本構想を平成27年３月に策定したことに伴いまして、まちの将来像を実現するための５つの目標について、枠の中に記載しております。
　２ページです。
　（２）基本的な農業振興、中段の「今後の」という部分ですが、平成26年度から始まりました農地中間管理事業の活用による中心経営体の育成及び経営基盤の強化について、今回、内容を追加しております。
　次に３ページです。
　上から５行目ですが、ＧＡＰ（農業生産工程管理）の認証取得への関係機関と連携した支援について、内容を追加しております。
　その下の「作目別の取り組み」です。
　①水稲の下の段の「新品種金色の風は」という部分ですが、金色の風の作付け・ブランド米産地確立への取り組みについて、今回、内容を追加しております。
　次に４ページです。
　④畜産の下の段の「特に肉用牛は」という部分ですが、いわて南牛ブランド確立への取り組みについて、内容を記載しております。

同じく４ページ、下の「２　計画の特色」という部分ですが、市総合計画基本計画というものを平成28年度から平成37年度まで策定したことに伴いまして、農林業の施策に基づく農業振興を図るため内容を、次の５ページから６ページの枠の中に、農林業の施策を記載しております。

次に７ページです。

「第２　農用地利用計画」です。

８ページに移りまして、中段に農業振興地域の表がありますが、区分ごとに現在と目標の面積を記載しております。

目標は平成37年としておりますが、これは、平成29年１月に県が策定した農業振興計画基本方針というものがあるんですが、そちらの目標年次と同じ年としております。

右側にあります合計面積90,261ｈａについては、今回、変更はございません。

ただし、内訳を変更しております。

主な項目ですが、一番左側の農用地面積ですが、現在21,691ｈａに対し目標21,517ｈａ、174ｈａの減少としております。

この数字ですが、県の平成37年の農用地維持の目標率が99.2％となっておりまして、それを掛けた数字としております。

また、隣の農業用施設用地ですが、これまでの市の用地の伸び率を踏まえまして、現在131ｈａに対し目標170ｈａ、39ｈａの増加としております。

次に９ページです。

表の部分ですが、２ｈａ以上の農業用施設用地につきましては、農用地区域に設定することと県の方針で定められております。

２ｈａ以上の農業用施設の名称について、こちらの表に記載しております。

次に10ページです。

中段に農用地区域の表がありますが、こちらも区分ごとに現状と将来の面積を記載しております。

これは農業振興地域の中の農用地区域、いわゆる青地と呼ばれている部分ですが、こちらの土地につきましては、除外申請や編入申請が必要な土地となっております。

目標面積は、先ほどと同様に、目標年次を平成37年と決定しております。

左側の農地面積は、現況19,245ｈａに対し将来19,091ｈａ、154ｈａの減少としております。

先ほどと同様に、県の目標率99.2％を掛けた数字としております。

また、農業用施設用地も同様に、これまでの市の伸び率を踏まえ、現況127ｈａに対し目標165ｈａ、38ｈａの増加としております。

合計ですが、現況19,372ｈａに対し将来19,256ｈａ、116ｈａの減少としております。

次に11ページです。

「イ　用途区分の構想」ですが、「各地域の取り組み」について、８つの地域ごとに11ページから12ページまで内容を記載しております。

次に13ページです。

「第３　農業生産基盤の整備開発計画」です。

「１　農業生産基盤の整備及び開発の方向」の中で中段の「また」という部分ですが、国・県・市の事業を活用した支援の内容について記載しております。

その下の項目の「各地域の取り組み」につきましては、今後の土地基盤整備事業の計画と合わせ、地域ごとに13ページから15ページまで記載しております。

16ページです。

農業生産基盤整備開発計画ですが、現在行なっている事業と今後計画している事業につきまして、こちらの表に記載しております。

次に18ページです。

「第４　農用地等の保全計画」です。

１の（２）農地保全と耕作放棄地の拡大防止ですが、②から⑤までは「国の交付金を活用した支援」について、現在活用されている交付金の内容を記載しています。

続きまして、19ページから20ページまでの表、農用地等保全整備計画ですが、こちらにつきましても、現在行なっている事業及び今後計画している事業について内容を記載しております。

20ページの３の（２）農地保全と耕作放棄地の拡大防止の②ですが、平成28年11月に認定された照井堰用水の「世界かんがい施設遺産」について、今回、計画書に追加しております。

次に、計画書は22ページ、概要書は２ページになります。

「第５　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」ですが、23ページから24ページまでの表につきまして、平成28年11月に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を策定したことに伴いまして、農業経営の指標を今回、変更しております。

また、23ページに記載しております経営体数889名でございますが、これは関係機関で構成しております一関地方農林業振興協議会において、平成28年３月に策定した目標数値としております。

こちらの数字ですが、平成26年度末の認定農業者数959名に、県の目標率92.7％を掛けまして889名、70名の減少としております。

次に25ページです。

中段ですが、２の（１）では「農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約化」、（３）では「集落営農組織の設立及び法人化に向けた支援」について、今回、計画に追加しております。

続きまして、26ページです。

（５）の項目では「農業者の経営管理能力の向上支援」につきまして、現在の内容に変更しております。

次に27ページです。

「第６　農業近代化施設の整備計画」です。

「１　農業近代化施設の整備の方向」の中で「また」という部分がありますが、現在国・県・市で実施している事業について内容を記載しております。

その下の「各地域の取り組み」につきましては、地域ごとに27ページから28ページまで記載しております。

次に29ページです。

「２　農業近代化施設整備計画」につきましては、現在及び今後計画している事業を記載しております。

30ページです。

「第７　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」です。

「３　農業を担うべき者のための支援の活動」につきまして、①から⑥までは「新規就農者などへの支援」について、⑦につきましては「農村定住・就農支援員の活動」について、現在の行な

っている内容を記載しております。
31ページです。
⑧ですが、「女性農業者への支援」、⑨は「定年帰農・定年後就農への支援」について、今回、追加しております。
32ページです。
「第８　農業従事者の安定的な就業の促進計画」です。
「１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標」、その中の中段ですね、「特に６次産業化は」の部分になりますが、こちらに「６次産業化の農商工連携」と、平成31年から始まる予定ですけれども、「国の収入保険制度の周知及び経営管理能力向上への支援」について、今回、追加しております。
次に33ページです。
「第９　生活環境施設の整備計画」です。
中段の２の（２）農村との交流の促進です。
①は平成28年11月に認定された「食と農の景勝地」について、②は「産地直売活動への支援」について追加しております。
34ページです。
④は「地域活動への支援」として、緑のふるさと協力隊・農村地域づくり活動支援員による活動について追加しております。
そのほかに、⑥は「地産地消と食育」について、⑦は「地産外商の促進」への取り組みについて、現在行なっている内容を追加しております。
次に35ページです。
一番上の②は「世界農業遺産認定への取り組み」について追加しております。
それから中段の３の②は、平成28年10月に認定された「バイオマス産業都市構想」について、今回、追加しております。
計画書本体の説明につきましては以上です。
続きまして、36ページをご覧ください。
農用地利用計画の変更概要について説明いたします。
今回変更を行う農用地の面積ですが、（２）農用地利用計画の変更の部分となります。
除外面積が455ｈａ、編入面積が５ｈａ、差し引き450ｈａの減少となっております。
細かい内訳につきましては37ページに記載しております。
主な内容ですが、一番上の除外申請（事業計画者）29件、

63,248㎡と編入部分44件、50,495㎡につきましては、先月の農業委員会総会でご意見を伺ったものでございます。
それから一番大きい項目につきましては、上から５番目ですが、非農地（証明書）でございます。
件数が1,146件、増減面積が4,151,881㎡の減少となっております。
こちらにつきましては、平成24年度から平成28年度までの非農地証明のうち、農用地区域内の農地につきまして、今回、５年に一度の変更に合わせて除外するものです。
各項目の農地の明細につきましては、38ページから95ページまで記載しております。
そのほかについてですが、資料には記載しておりませんが、今後のスケジュールについて説明いたします。
現在、県と事前協議を進めているところでございますが、そのほか、本日の農業委員会総会での意見を伺うほかに、農協、土地改良区協議会、森林組合につきまして、意見照会を行なっているところです。
そちらの意見照会と並行しまして、来週以降に公告という手続きを行ないまして、縦覧・異議申立期間を45日間設けます。
その中で、異議申立がなかった場合は、県に正式な申請を行ないまして、県から同意の回答を得て市で決定するという流れとなっております。
最終的な決定ですが、順調に進んだ場合でも３月末となる予定でございます。
以上、主な部分のみの説明でしたが、説明を終わります。
よろしくお願いします。

議　　長　以上で「議案第211号」の説明を終わります。
審議願います。
暫時休憩をして質疑をいただきたいと思います。
（午後３時09分　休憩）
（午後３時21分　再開）

議　　長　再開します。

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第211号　一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見

について」を可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　　挙手満場です。

よって、「議案第211号」を可と決します。

議　　長　　以上で全議案が終了いたしました。

第29回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後３時22分閉会）

以上　議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議　　長

署名委員

署名委員